

事 務 連 絡

令和2年4月3日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

副会長兼専務理事 境 政人

**新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って都市封鎖等の措置が
発動された場合における小動物診療施設等の対応について**

新型コロナウイルス感染症の急激な拡大に伴い、地域を定めて「緊急事態宣言」が発出された場合、当該指定地域においては都市封鎖（ロックダウン）等の措置が発動されるおそれがあります。この都市封鎖に基づく外出禁止等の措置が講じられた場合における小動物診療施設（2次診療施設等を含む。）等の対応については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、別添1の「新型コロナウイルス感染症に対する小動物診療施設等の対応について」を参考に感染防御に努められますよう、関係会員獣医師あて周知徹底をお願いいたします。

（参考）

別添2：「新型コロナウイルスに対する動物病院の対応について」（（公社）東京
京都獣医師会作成）

別添3：「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下における伴侶動物
臨床獣医師に対するアドバイス」（欧州獣医師連合、欧州小動物獣医
師会連合）

別添4：「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)流行下における動物病院に来

院する飼い主に対するアドバイス』（欧州獣医師連合、欧州小動物獣
医師会連合）

別添5：「新型コロナウイルス感染症(COVID-19):飼い主との接触方法の指針」
（ゲルフ大学、J.Scott Weese 獣医師作成）

別添6：「獣医療関係者の感染防御対策にご理解ください（手袋・マスク等）」
（厚生労働省、（公社）日本獣医師会）

(別添 1)

新型コロナウイルス感染症に対する小動物診療施設等の対応について

新型コロナウイルス感染症が急激に拡大する中で、「緊急事態宣言」に伴う都市封鎖（ロックダウン）及び外出禁止等の措置が講じられることが懸念されます。

この文書は、このような事態においても、小動物診療施設において獣医師、獣医療スタッフ等（以下「獣医師等」という。）及び飼育動物の飼い主の感染防御を確保しつつ、必要な診療業務を継続するために推奨される対応方策を提示するものです。

なお、産業動物診療については、診療業務が主に家畜又は家禽が飼養される畜鶏舎で行われること、これまで新型コロナウイルスが家畜等に感染したとの報告はないことから、家畜飼育者等との接触において、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なることがないように注意しつつ、本文書を参考に必要な診療業務の遂行をお願いします。

1 応召の義務

「診療を業務とする獣医師は、診療を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。」（獣医師法第19条第1項）との規定にかんがみ、必要と判断されれば原則として飼育動物の診療を行うこと。

2 飼い主への事前連絡・周知

外出禁止の要請等が行われた場合には、罹患動物の診療のために来院する前に電話等で事前相談を行うよう、通院中若しくは過去に通院歴のある動物の飼い主に対して、ホームページ、電話、メール等で連絡・周知すること。

3 罹患動物の容体等の聴取

2の飼い主からの電話等においては、罹患動物の容体のほか、飼い主自身の健康状態、海外渡航歴、新型コロナウイルス感染症の感染者との接触の可能性等について聴取すること。

4 電話等による診療の指示等

3の飼い主からの電話等による聴取の結果、罹患動物の病状が重篤で緊急的な処置等を要する場合を除き、来院を延期した上で、オンライン診療、電話、メール等での診療の指示、指導等に止めること。

5 来院させる場合の留意事項

来院させる必要があると判断した場合には、原則として次の留意事項に従わせること。

- ① 飼い主同士の接触を避けるため、予約制とすること。
- ② 同伴は健康な成人1名に限ること。
- ③ 大型犬を除き、移動用ケージ等を用い搬送、来院すること。
- ④ 自家用車等を利用し、公共機関は利用しないこと。
- ⑤ マスク着用等の感染防護措置を行うこと。
- ⑥ 到着後、動物とともに院外で待機し、病院の獣医師等の指示により院内へ入室すること。
- ⑦ 支払いは不必要な接触を避けるため、原則としてキャッシュレス決済等に限定すること。
- ⑧ これらの指示に従わない場合は、診療を見送る場合もある旨の同意を得ること。

6 来院時の対応及び留意事項

飼い主の来院時には、病院の獣医師等は次の対応、指示等を行うこと。

- ① 予約時間に飼い主が来たことを確認し、待合室への入室を指示すること。

- ② 入室時に院内に設置した消毒薬で手指を洗浄消毒すること。
- ③ ケージを決められた場所に置き、獣医師等の指示を待つこと。
- ④ 院内の備品等に不必要に触れないこと。
- ⑤ 獣医師等とは2メートル以上の距離を保つこと。
- ⑥ 待合室にて問診表（飼い主の健康状態に関する質問を含む。）の記入を依頼し、内容を確認した上で、診療室への入室を許可すること。
- ⑦ 診療終了後、帰宅時に手洗い等十分に感染の防護に努めるよう周知すること。

7 院内の獣医師等に対する留意事項

病院の獣医師等は、上記事項のほか、次の事項を遵守すること。

- ① 個人防護具（PPE）の装着を徹底すること（別添6参照）。
- ② 獣医師等間でも2メートル以上の距離を保つこと。
- ③ “One Health”の概念を実践する者としての自覚の下、逐次公表される新型コロナウイルス感染情報や政府の対処方針等に留意し、自身の感染防御は勿論、院内感染等によるクラスターの発生防止に努めること。

8 診療対象動物が新型コロナウイルス感染症に罹患していると疑われる場合の対応

犬、猫等が新型コロナウイルス感染症に罹患していると疑われる場合には、（公社）日本獣医師会のホームページに掲載された『『ペットの犬に低レベルの新型コロナウイルス感染症が見られた』とする香港政府の発表について』（令和2年3月9日）を参照の上、予め本会に連絡した後、国立感染症研究所獣医科学部に問合せを行うこと。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：松岡、駒田 TEL 03-3475-1601

緊急連絡先：古賀 携帯電話 090-8956-1322

新型コロナウイルス に対する 動物病院の対応 について

密集対策

待合室が混み合う場合には、屋外でお待ちいただくこともあります。
状況によっては、完全予約制とさせていただきます。

密閉対策

診察の合間に、ドアや窓の開放を行います。

密接対策

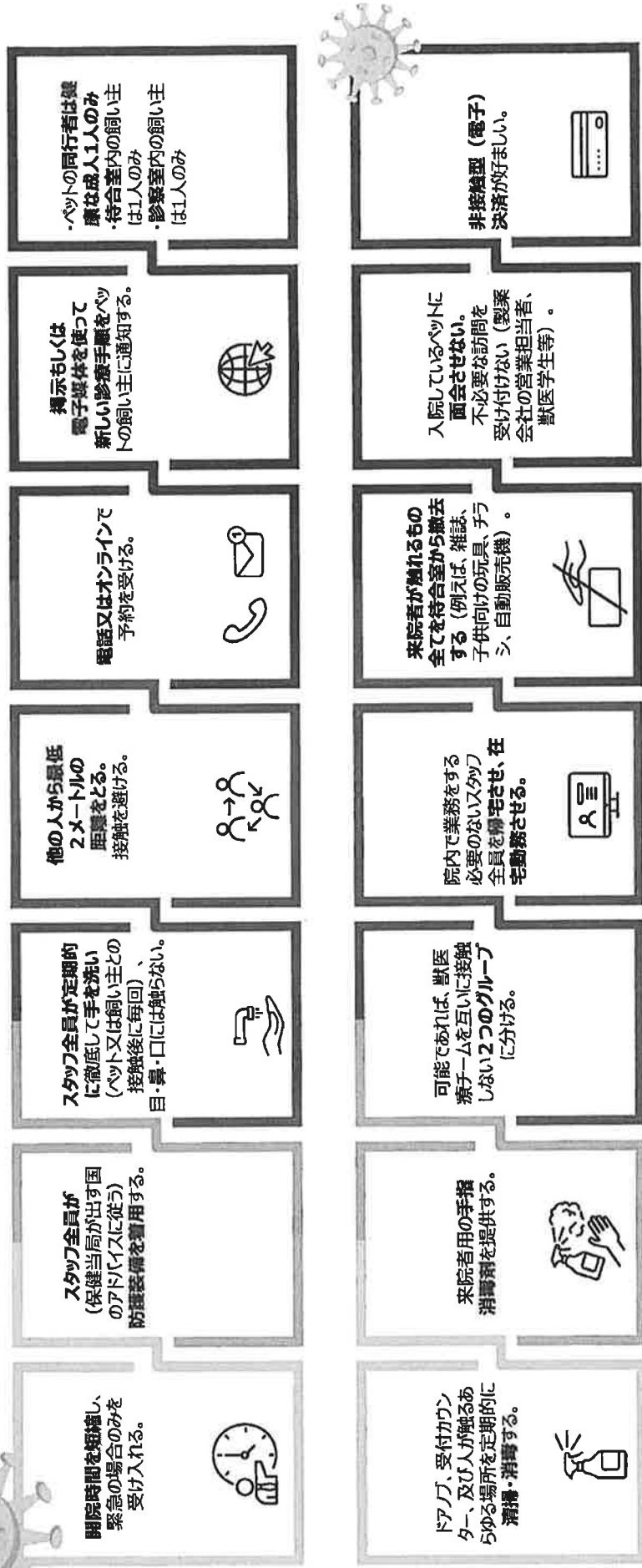
事前問診で診察時の会話時間を短縮します。
必要に応じて感染防御を行います。

その他の対策

- 適宜消毒を行っています。
 - 飼い主の方に発熱や咳などの症状がある場合は、代理の方に動物を連れてきていただくようお願いします。
- それが出来ない場合には、電話でご相談ください。



新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下における 伴侶動物臨床獣医師に対するアドバイス



状況は絶えず変化しており、全ての地域に常にこれらの提言が当てはまるとは限りません。行政機関や政府からの最新のアドバイスを入手するよう心がけましょう。

これらの予防策は人の感染を予防するために提言されるものであり、現時点でペットが新型コロナウイルスに感染する証拠はありません。



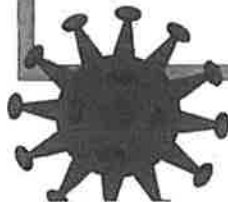
Federation of Veterinarians of Europe



FECAVA
Fédération of European Association of Animal Veterinary Associations



新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下における動物病院に来院する飼い主に対するアドバイス



**電話又は
オンラインで
予約を取る。**



**動物病院に
行く前に
電話で相談する。**



**緊急な治療が
必要な場合のみ
電話連絡後に
動物病院を訪れる。**



**健康な成人
1人のみが
ペットに同行する。**



**来院後は
屋外で待機し
スタッフの指示に
従う。**



**消毒剤が使用
できる場合、
院内に入る際に
手指を消毒する。**



**接触を避け、
常に他の人から
最低2メートル
の距離をとる。**



**待合室や診察室に
あるものを
触らないように
心がける。**



**非接触型
（電子）決済が
好ましい。**



**頻繁に適切に
手洗いすること
を忘れずに。**




状況は絶えず変化しており、全ての地域に常にこれらの提
言が当てはまるとは限りません。行政機関や政府からの最
新のアドバイスを入手するように心がけましょう。



新型コロナウイルス感染症(COVID-19): 飼い主との接触方法の指針

J. Scott Weese, DVM, DVSc, DACVIM

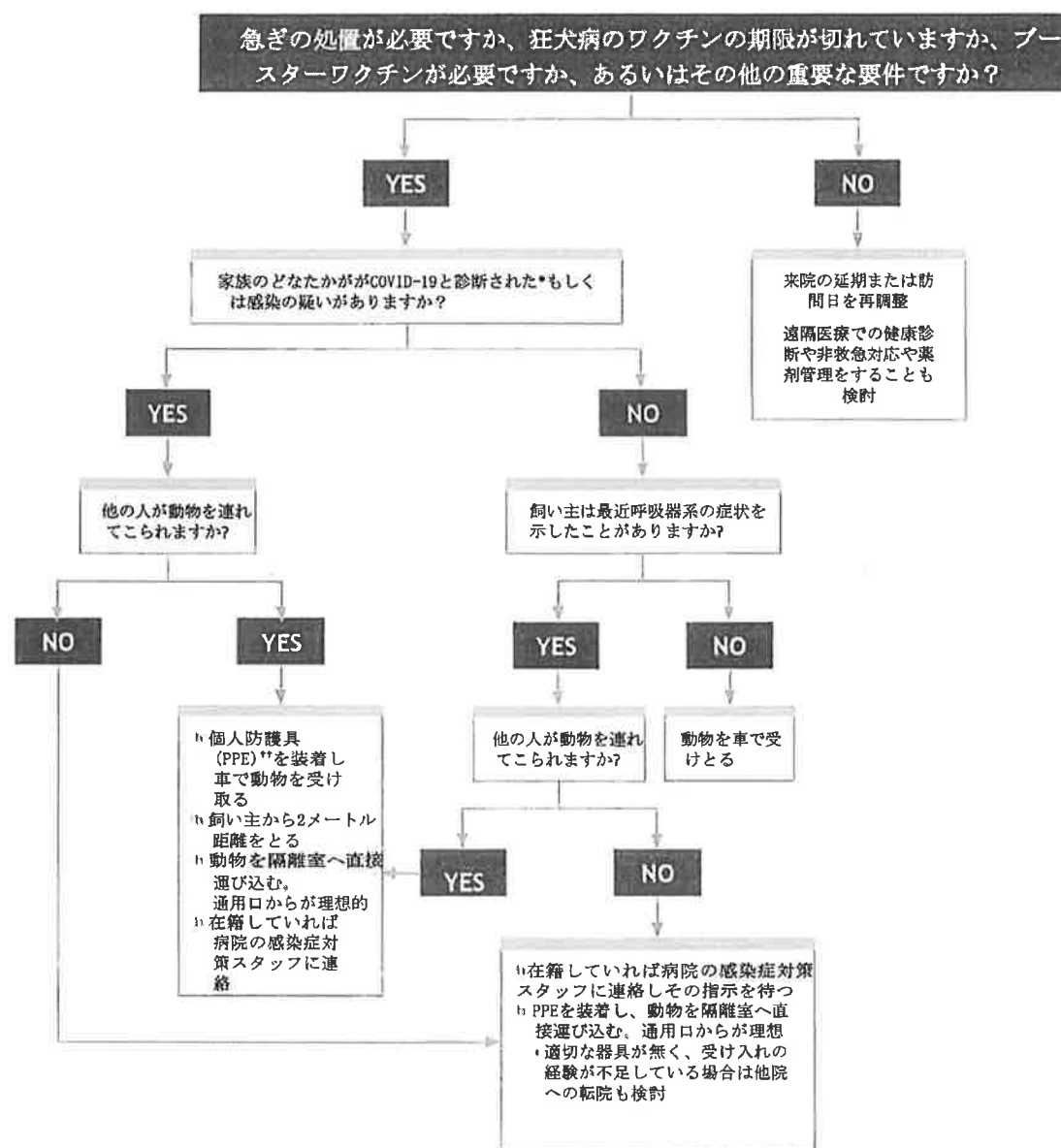
University of Guelph

Published March 30, 2020



WSAVA
Global Veterinary Community

Reproduced by kind
permission of Brief Media
clinician's brief



* 飼い主が感染した場合で回復してから2週間以上経過して、家庭内で更なる感染が起こっていない状態で病院に連絡を取っている場合は低リスクと判断できる

* 直近2週間

** 患者となる動物の受け入れや治療にあたる全ての人は最低でも白衣と手袋を着用すること。その動物に関わらないスタッフは部屋に入らないこと。マスクと目の防護やフェイスシールドは保定や処置の際に着用すること。飛沫に接触する可能性のある仕事（例、犬の顔の周りの処置、挿管）をする場合、N95マスクを手術用マスクの代わりに着用すること。N95マスクが入手できない場合、患者の飛沫が発生しうる状況下での処置において、手術用マスクおよびフェイスシールドを着用することは許容できる代替策と考えられる。

獣医療関係者の感染防御対策にご理解ください

(手袋・マスク等)

動物から人に感染する病気があります。獣医療関係者は動物の処置を行う時に、このような病気から身を守るために、個人防護具(PPE)を着用する必要があります。



動物から人に感染する病気の例

◆ 重症熱性血小板減少症候群(SFTS)

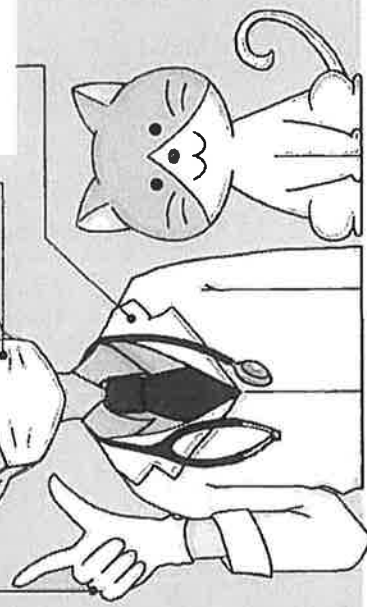
ウイルスを保有しているダニに咬まれると感染します。また、人はSFTSに感染した犬や猫からも体液等を介して感染することが報告されています。

◆ パスツレラ症、猫ひっかき病、カブノサイトファーマーガ感染症、エキノコックス症、ブルセラ症等

手袋

マスク

白衣またはスクラブ



個人防護具 (Personal Protective Equipment, PPE) とは

- 動物の血液、体液、分泌物、排泄物に感染性物質が存在することがあります。獣医療関係者の皮膚を守り、衣類の汚れを防ぐために、白衣やガウン、エプロン等を着用します。
- 血液や体液、粘膜、傷のある皮膚等に触れる際は、手袋を着用します。
- 血液等のしぶきが発生する可能性がある処置をする場合は、目、鼻、口の粘膜を守るために、マスク、ゴーグル、フェイスシールドを着用します。

動物由来感染症の詳しい情報については、厚生労働省ホームページをご覧ください。



動物由来感染症 厚生労働省

検索



厚生労働省

和歌山県獣医師会



いのちみつめる。いのちを守る。
公益社団法人 日本獣医師会